

埼玉労働局発表

令和7年5月16日(金)

報道関係者 各位

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課

課 長 川又 裕子

主任地方労働衛生専門官 嶋田 敏晴

(電話番号) 048-600-6206

## 職場における熱中症対策の徹底を要請します

～夏本番と熱中症対策に係る改正規則施行を迎える前に事業者団体に要請～

埼玉労働局（局長 片淵仁文）においては昨年度、労働災害防止団体及び建設業、陸上貨物運送業、警備業の関係事業者団体に熱中症対策の徹底を要請したところ、関係事業場の皆様のご努力により、令和6年の埼玉県内における熱中症による労働災害は、2年連続で死亡者0人となりました。他方、休業4日以上死傷災害につきましては61件（前年比+11人）となり、依然として予断を許さない状況にあります。

また令和6年の全国の熱中症による労働災害は、休業4日以上死傷災害が過去10年間で最も多い1,195人、死亡災害が3年連続での30人以上となる見込みです（令和6年1月現在の速報値）。

このような全国的な熱中症による死亡災害多発の傾向を踏まえ、令和7年6月1日に、熱中症を重篤化させないための対策を盛り込んだ改正労働安全衛生規則が施行されます。

こうした状況を踏まえ、埼玉労働局は、下記のとおり、関係事業者団体を参集し、改正労働安全衛生規則の説明と**熱中症を重症化させないための対策を含む熱中症対策の徹底を要請**するため、下記のとおり要請式を開催します。

### 1 要請日時・場所

日時：令和7年5月30日（金）11：00～12：00

場所：埼玉労働局14階会議室（さいたま市中央区新都心11-2）

### 2 参集者（予定）

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

一般社団法人埼玉県建設業協会

埼玉住宅工事安全協議会

一般社団法人埼玉県造園業協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部

一般社団法人埼玉県トラック協会

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会

一般社団法人埼玉県警備業協会

一般社団法人埼玉県電業協会

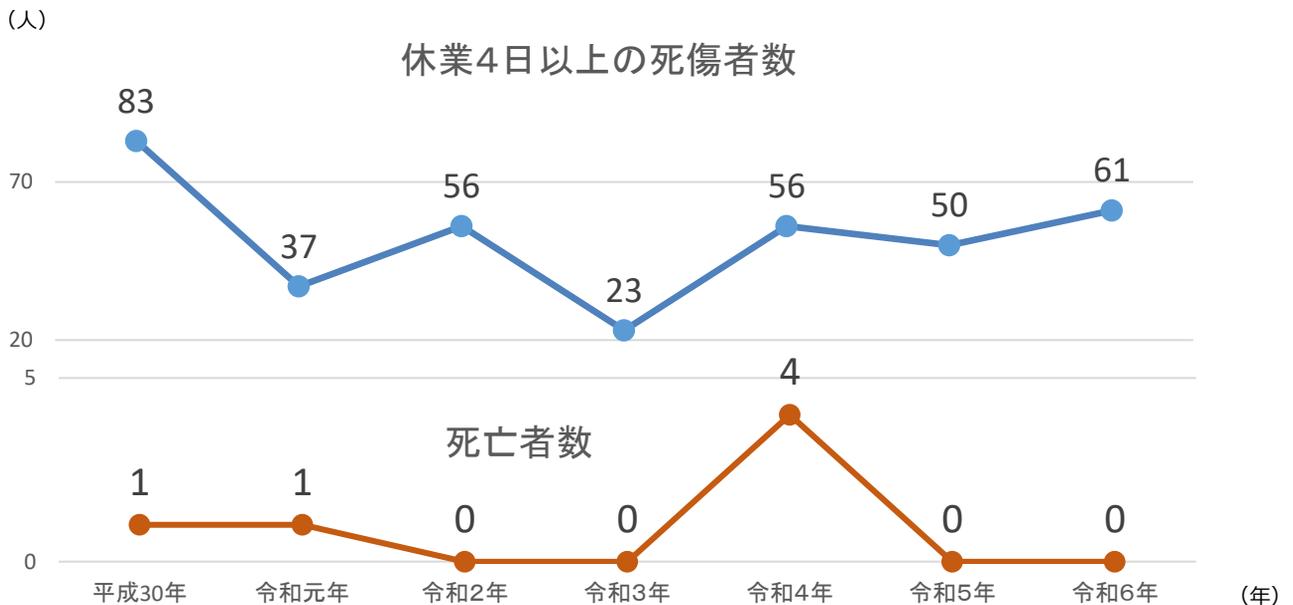
一般社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会

- 3 事業者と呼び掛ける熱中症対策の内容抄（別添要請書（案）参照）
- ① 改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症の重篤化を防止するための措置に関する実施手順の作成及び周知等を徹底すること
  - ② 暑さ指数（WBGT 値）を測定しその値に応じた対策を実施すること
  - ③ 作業員の健康状態の確認と健康状態を踏まえた措置に関すること
  - ④ 水分・塩分を定期的に摂取するよう徹底し、巡視による確認をすること
- 4 取材の申込方法と留意事項
- 当日取材を実施していただける場合は、令和7年5月29日（木）までに、埼玉労働局労働基準部健康安全課の担当者あてに別紙2により申込をお願いします。

**【資料】**

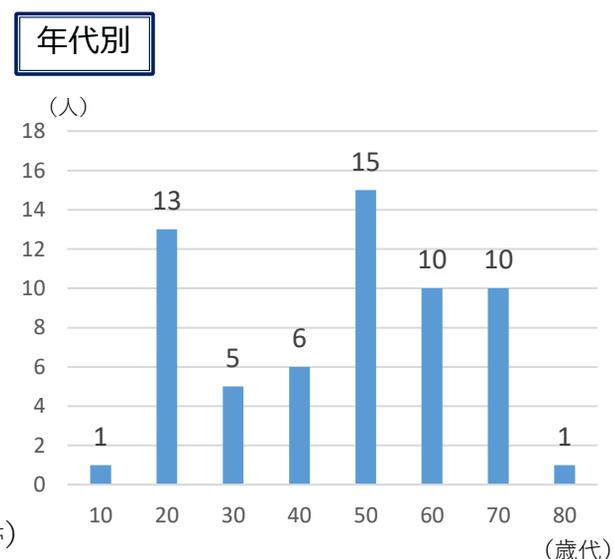
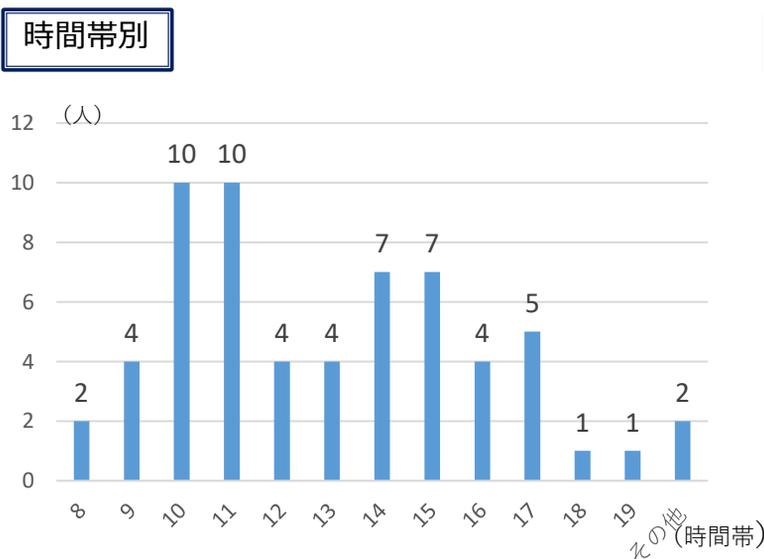
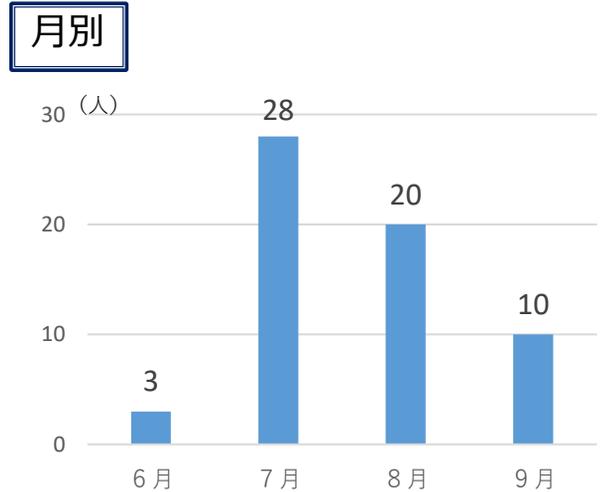
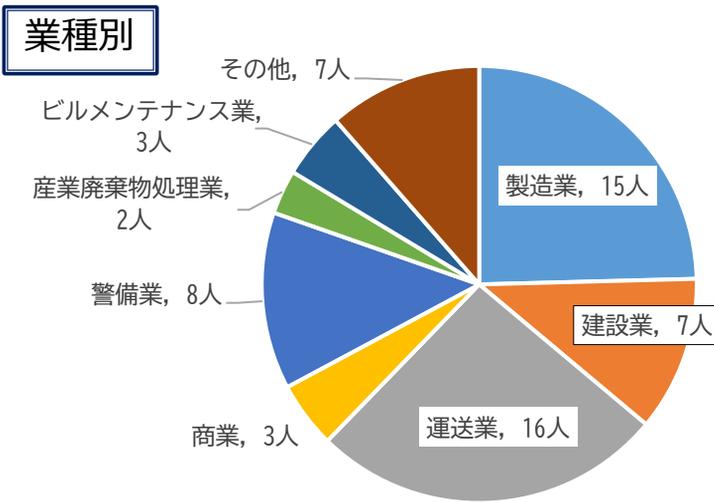
- 別紙1 埼玉県内の職場における熱中症による労働災害発生状況  
別紙2 取材申込票  
別添 要請書（案）

## 埼玉県内の熱中症による労働災害の死亡者数・死傷者数の推移



※ 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く  
出典：死亡災害報告

## 令和6年の熱中症の労働災害内訳



※ 出典：労働者死傷病報告、死亡災害報告

# 埼玉第14次労働災害防止計画における『熱中症対策』

## 埼玉第14次労働災害防止計画

令和5年度2023 — 令和9年度2027

ダイジェスト版

安全で健康に働くことのできる埼玉へ

### 労働災害防止計画とは

- 労働安全衛生法第6条の規定に基づき、労働災害を減少させるために国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組むべき事項を定めた中期計画です。
- 「埼玉第14次労働災害防止計画」は国が策定した「第14次労働災害防止計画」を推進するため、埼玉労働局、管内の事業者、労働者等が取り組むべき事項を定めた計画です。

計画では「熱中症対策」は重点事項の一つに位置付けられ、具体的取組と指標が定められています。

### 労働局等の具体的な取組

- 熱中症予防対策の実施を促進するため、暑さ指数計等の普及、対策の周知・指導

第14次労働災害防止計画の詳細はこちらへ



アウトプット指標

アウトカム指標

巡視による水分・塩分補給、不調者の確認

死傷者数の増加率

(R5) 49.6% → (R9) 59.6%以上

(前期増加率比) 減少へ

## STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症より近年は、二年間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、☑チェックしましょう。

<b>労働衛生管理体制の確立</b> <input type="checkbox"/> 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	<b>暑さ指数 (WBGT) の把握の準備</b> <input type="checkbox"/> JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<b>作業計画の策定</b> <input type="checkbox"/> 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に際する事項を含めた作業計画を策定	<b>設備対策の検討</b> <input type="checkbox"/> 暑さ指数低減のため扇風機、送風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<b>休憩場所の確保の検討</b> <input type="checkbox"/> 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	<b>服装の検討</b> <input type="checkbox"/> 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<b>教育研修の実施</b> <input type="checkbox"/> 管理者、労働者に対する教育を実施	<b>緊急時の対応の事前確認</b> <input type="checkbox"/> 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【本計画は労働局、事業者が共同で策定し、関係機関が協力して実施する。取組状況は労働局が把握し、関係機関が連携して実施する。】

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価  
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を正確把握。職場を代表する一定数の暑さ指数(観測値)を平均とする。

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> <b>暑さ指数の低減</b> キャンペーン期間に検討した設備対策を実施	<input type="checkbox"/> <b>休憩場所の整備</b> キャンペーン期間に検討した休憩場所を確保
<input type="checkbox"/> <b>服装</b> キャンペーン期間に検討した服装を着用	<input type="checkbox"/> <b>作業時間の短縮</b> 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> <b>ブレイキング</b> 作業継続時や休憩時間中に身体を冷やして下げる	<input type="checkbox"/> <b>水分・塩分の摂取</b> 水分と塩分を定期的に摂取(水分を多量に摂取する)
<input type="checkbox"/> <b>暑熱順化への対応</b> 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休みの明け労働者は注意すること	<input type="checkbox"/> <b>健康診断結果に基づく対応</b> 次の政府の指針に準拠し、医師等の意見を踏まえ対策 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神神経系の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦腎臓 ⑧下痢
<input type="checkbox"/> <b>日常の健康管理</b> 当日の飲食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に誘因を与えることを留意し、作業開始前に確認	<input type="checkbox"/> <b>作業中の労働者の健康状態の確認</b> 遅延を原因に呼び声をかける、「ハイ」を返さず等異常時における健康状態を確認する等

あらかじめ作成した暑熱対策や対応手順等の確認確認  
少しでも本人や周りが不安を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切な対応  
※必ず一息作業を止め、意識を回復してから活動することにより身体を冷却  
※疲労が回復しない場合は無理なく休憩し、回復する(暑熱)に応じて健康状態を確認

重点取組期間 7月 にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の把握結果を確認し、必要に応じて対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に摂取し、その量を確保
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、遅延時間を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の際に異音を聴いたときは、躊躇することなく救急車を要請



埼玉労働局労働基準部健康安全課 松永 行  
mail: [matsunaga-kouji.0q6@mhlw.go.jp](mailto:matsunaga-kouji.0q6@mhlw.go.jp)  
(電話 048-600-6206)

令和 年 月 日

## 取材申込票

下記必要事項をご記入の上 **5月29日(木)までに**メール又は電話  
でお申込くださいますようお願い申し上げます

取材申込社 (担当者・連絡先)	会社名 : 担当者 : TEL : mail : 参加人数 : 人
放送・掲載 予定日 放送番組・掲載誌	令和 年 月 日
その他	

(案)

令和7年5月30日

別記の長 殿

## 職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、皆様と連携してその取組を行ってきたところです。

貴団体の関係事業者の皆様をはじめ、県内の各事業場の熱中症対策の取組により、埼玉労働局管内の職場における熱中症による死亡災害は、2年連続で0人となりました。しかしながら、休業4日以上の中熱症による労働災害は61人と過去最高となり、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。

熱中症は、死亡災害に至る割合が他の災害と比べ5乃至6倍という特徴がありますが、確実な対策と早期の対処で重篤化を防止することができる災害でもあります。

全国的には、職場における熱中症による死亡災害は毎年30人程度で推移しており、昨今の気候変動の状況に鑑みると、更なる増加が懸念されます。

このような状況を踏まえ、職場における熱中症対策を強化するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。

つきましては、現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただき、暑さが本格化する前に、STOP！熱中症クールワークキャンペーンの実施要綱に定められた実施事項と下記の熱中症の予防対策を関係者へ周知徹底・指導をお願いし、熱中症による労働災害の減少に努めるよう要請します。

## 記

- 1 令和7年6月1日から施行される改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、身体冷却や医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため「報告体制の整備」、「異常時の対応手順作成」、「関係労働者への周知」を徹底すること。
- 2 暑さ指数(WBGT値)を測定し、その値に応じた、熱中症予防対策を実施すること。
- 3 のどの渇き等の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分をこまめに定期的に摂取するよう徹底し、作業場を巡視してその摂取状況を確認すること。また、必要に応じて、作業開始前等のプレクーリング等を検討すること。
- 4 健康状態や暑熱順化の状況を確認して、熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じて作業の配置替え等を検討すること。  
特に熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ必要な配慮を行うこと。

埼玉労働局長  
片淵 仁 文

## 別記団体

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会  
建設業労働災害防止協会埼玉県支部  
一般社団法人埼玉県建設業協会  
埼玉住宅工事安全協議会  
一般社団法人埼玉県造園業協会  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部  
一般社団法人埼玉県トラック協会  
林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部  
彩の国埼玉・農業法人協会  
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会  
一般社団法人埼玉県空調衛生設備協会  
一般社団法人埼玉県警備業協会  
一般社団法人埼玉県電業協会  
一般社団法人埼玉県ビルメンテナンス協会